

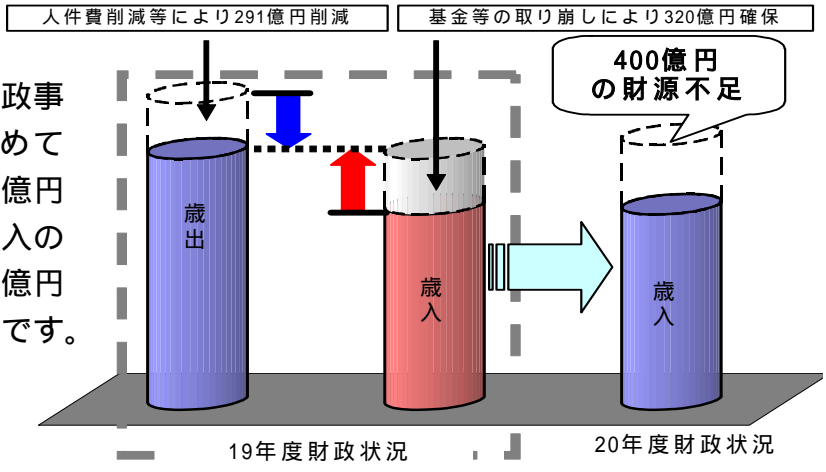
いかご IKAGO通信

滋賀県湖北地域振興局木之本建設管理部
〒529-0426 滋賀県伊香郡木之本町黒田1234
TEL 0749-82-3434 FAX 0749-82-2654
E-mail ha36150@pref.shiga.lg.jp
URL <http://www.pref.shiga.jp/h/ki-doboku/>

県民生活の安全・安心を確保しています

厳しい財政状況

滋賀県では平成 10 年度以降、厳しい財政事情を踏まえて財政構造改革への対応を進めてきました。しかし、今年度予算では、611 億円の財源不足となり、歳出削減 291 億円、歳入の対応 320 億円を行いました。来年度も 400 億円の財源不足が見込まれており、大変な状況です。



基盤整備への期待

今年の 5 月に行った「道路整備に関する県民アンケート」結果によると、約 9 割の方が道路整備は今後も必要と答えられている等、まだまだ道路など県土の基盤整備に対する期待が大きいと感じられます。

厳しい財政状況の中ですが、県民の皆さんの安心や安全を確保するため、道路の新設や河川の改修とともに、日常の公共施設の維持管理を確実にを行うなど、木之本建設管理部ではさまざまな工事等を着実に進めています。



みんなで考えてみませんか「流域治水」

滋賀県では、現在、水害に強い地域づくりをめざして「流域治水」の取り組みを検討しています。これまで県では、洪水を川の中で安全に流せるよう、河川改修やダムなどを造って水害の発生をなくす対策を行ってきました。これからも河川改修など川の中の対策は精一杯努力していきますが、河川改修が完成するまでの洪水や完成後でも計画を上回る洪水が発生した場合には、河川が氾濫し大きな被害が生じる恐れがあります。

「流域治水」とは、これまでの河川改修やダムなどの川の中の対策に加えて、川の外でも洪水を「ためる」「とどめる」対策を組み合わせ、また、地域の皆さんにも洪水に「そなえる」力を高めていただき、万が一の時は被害を最小限に食い止めようというものです。

これまでの対策	河道掘削、築堤、治水ダム建設など
+	
ためる	ため池、調整池、グラウンドでの雨水貯留など
とどめる	輪中堤、二線堤、霞堤、水害防備林、自然遊水地など
そなえる	土地利用規制、被災者生活再建支援、水害履歴の調査公表、防災教育、防災訓練、防災情報の発信など

現在、県と市町が一緒に「流域治水検討委員会」を作って具体的取組み等について検討を進めております。地域の皆さんが経験されている水害の様子、水防の工夫を教えていただき「流域治水」に生かしていきたいと考えています。過去の水害の写真や資料をお持ちの方は末尾の連絡先までご連絡ください。

流域治水の詳しい内容は下記でご覧頂くことができます。

土木交通部流域治水政策室・・・<http://www.pref.shiga.jp/h/ryuiki/index.html>

入札制度の改革

滋賀県では、平成 18 年 1 月より電子入札システムを導入し、順次対象を拡大して平成 20 年 1 月からは土木施設維持管理業務（草刈り等）以外の全ての入札を電子入札（紙併用）で実施します。

また、入札方式についても、県が参加業者を指名して入札する「指名競争入札」から一定の条件に合致する者全てが参加可能な「簡易型一般競争入札」へ順次移行していきます。

一般競争入札は、談合等の不正を排除し、より公正かつ透明な競争入札が確保される制度として、全国的に広がっている制度です。

今後の一般競争入札への移行計画

区 分	発注金額等	平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度
		1 月以降		4 月当初	10 月以降	4 月以降
工 事	3 千万円以上 1 億円未満	簡易型一般競争入札・ 指名競争入札併用		簡易型一般競争入札		全て簡易型 一般競争入札
	1 千万円以上 3 千万未満	簡易型一般競争入札・指名競争入札 併用		簡易型一般競争入札		
	1 千万未満	指名競争入札		簡易型一般競争入札・ 指名競争入札併用		
委託業務	1 千万円以上	指名競争入札		簡易型一般競争入札		全て簡易型 一般競争入札
	1 千万未満	指名競争入札				

全て電子入札



河川改修に伴う塩津港遺跡の発掘

現在、大川の河川改修事業を行っている西浅井町塩津浜地先の工事予定地から平安時代後期の文化財が多数出土しました。

今回発掘されたものの中には、その書かれた内容から起請札木簡(きしょうふだもっかん)と思われる日本最古の木簡が多数出土し、歴史的に貴重なものが発見されています。

平安時代の人々の暮らしが、この遺跡から見てくるかもしれません。



御椀や、日本最古のものとなる運搬業者の起請札木簡(不正を行わないという誓約書)が発見されました。

塩津港遺跡の詳しい内容は下記でご覧頂くことができます。

滋賀県文化財保護センターホームページ・・・<http://www.shiga-bunkazai.jp/setumei.html>

県道木之本高月線の開通

10月1日に、県道木之本高月線の新道が開通しました。高時川の東側の堤防に沿って木之本町石道から高月町雨森まで約1kmの間を8年の歳月と6億円の費用をかけて完成しました。元は車がすれ違ふことが難しい、狭い道路でしたが、広くて通りやすい道路ができました。なお道路の完成に伴い、交差点の一時停止など交通規制が変わったところがあります。通行される方は道路標識に従い、安全運転をよろしくお願いします。

2車線になればスムーズに走行できて移動時間も短くなります！



1車線ですれ違いない道も・・・



除雪作業についてのお願い!

木之本建設管理部では毎年 12 月 1 日から翌 3 月 20 日までの間を「雪寒期間」として、積雪時には昼夜を問わず道路の除雪、凍結防止剤の散布、消雪装置の運転や道路パトロールなどを行います。

道路を利用される皆様が安心して通行していただけるように道路交通の確保に努めています。



出動式



除雪状況

除雪は、10cm 以上の降雪が予想される場合準備体制に入り、10cm 程度の積雪になれば作業を開始します。歩道の除雪は、各町の協力を得て、主なところを行っています。

路面凍結やその恐れがあるときには、凍結防止剤を坂道やカーブなどの危険箇所に散布します。

除雪などの作業を円滑に行うためには、地域の皆様のご理解とご協力が必要となりますので、以下の事項についてよろしくお願いたします。

1. 道路上に雪を出さないで下さい!

交通の支障にならないように、道路上には排雪しないで下さい。
(消雪装置は持ち運んだ雪までは融かすことができません)

2. 道路上に車を駐車しないで下さい!

除雪作業の支障とならないよう、道路上の駐車はご遠慮ください。

3. 道路にはみ出る木や竹は、早めに伐採をして下さい!

降雪により道路にはみ出す恐れのある木竹等は事前に所有者で伐採してください。

4. 歩道の除雪は地元の皆様で協力お願いします!



編集後記

平成 19 年度も残すところ 4 ヶ月となりました。

現在、私たちが担当しています土木交通行政も、国の方針や県の置かれている状況から、色々なことが刻々と変わっていきようとしています。私たちもこのような流れをしっかり受け止めて日々の仕事に頑張っていますが、皆さん方にも知っていただくために今回は県財政のことや全県的な取り組みをいくつか紹介させていただきました。皆様からのご意見やご感想をお待ちしています。

【ご意見・お問い合わせ先】 木之本建設管理部 (旧 木之本土木事務所)

・電話 TEL : 0749-82-3434

・電子メール E-mail : ha36150@pref.shiga.lg.jp

・ファックス FAX : 0749-82-2654

〒529-0426 滋賀県伊香郡木之本町黒田1234